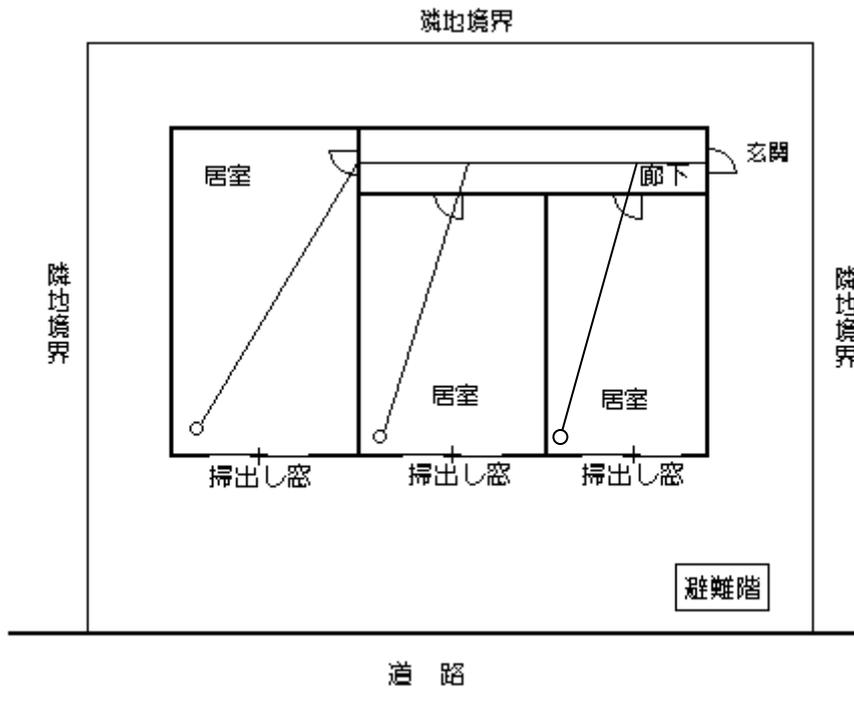


廊下の非常用の照明装置について

平成 22 年春期部会

下図のように、全ての居室に掃出し窓があり直接屋外に避難可能な場合であっても、各居室からの避難経路である廊下は緩和できない。



(条件)

- ・非常用の照明装置が必要な特殊建築物
- ・各居室共規定の採光は確保されている
- ・各居室共掃出し窓があり、直接屋外に避難できる
- ・廊下は避難経路である(採光上有効に直接外気に解放された通路ではない)

<解説>

平 12 建告第 1411 号の規定は、令第 126 条の4の非常用の照明装置の設置が必要な居室の中で、令第 116 条の2第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物であった場合の緩和規定であるため、各居室が緩和された場合であっても、避難経路である廊下は緩和できない。